課題事例Ａ

休み時間中の体育館使用と管理責任

　Ａ市立Ｂ小学校の第３学年に在籍していた児童Ｃ（女児）は、２校時と３校時の間の休み時間、折からの雨を避けて、体育館でソフトバレーボールをして遊んでいた。Ｃがボールを拾おうと前屈みになったところへ、バスケットボールで遊んでいた６年生が衝突した。その反動でＣは、５０～６０センチメートル飛ばされ転倒し、体育館床面で頭部を強打した。

　Ｃは、事故直後、保健室において養護教諭から頭部を冷やす処置を受けた。報告を受けた担任のＤは、少し痛みが治まってきたこと、本人が希望したことを考慮して、頭部を冷やす処置を続けながら授業を受けることを認めた。Ｃは、すべての授業を受けた後、徒歩で帰宅した。その際、Ｄは、連絡帳に事故の件を記載し経過観察を依頼するとともに、同夜、母親に電話を入れ直接の依頼も行った。

　だが、母親は、Ｃが元気に走り回っていたこともあり、学校側からの連絡を軽く考え、　　病院で診察を受けさせる等の行動を取らなかった。事故発生から１日たった翌日深夜、突如、容体が悪化し、緊急搬送先の病院で硬膜外血腫と意識障害の診断を受けた。Ｃは緊急手術を受け、半月入院することになった。Ｃは事故の結果、てんかん（複雑部分発作）と頭痛の　　後遺障害が残り、定期的に通院し投薬治療を受ける状態が続いている

　なお、Ｂ小学校では、体育館の使用ルールを定めていた。しかし事故当時、児童のみで、登り棒、マット、跳び箱を使用することを禁止していたものの、ボール遊びについては特に禁止していなかった。